

大阪府「後援名義使用」等承認基準（統計課関係）

1 主催者についての承認基準

主催者は(1)～(5)のいずれかに該当し、(6)に該当しない団体であること。

- (1) 国
- (2) 地方公共団体
- (3) 公共的団体及びこれに準ずる団体で法人格の有無は問わない
- (4) 日本学術会議協力学術研究団体
- (5) 公的統計にかかる普及、教育、利活用若しくは研究を行なう団体
- (6) 政治的又は宗教的な普及・宣伝活動を行う団体及び暴力団員又は暴力団密接関係者が構成員である団体

2 事業についての承認基準

後援名義の使用承認等を受ける事業の内容は、次に掲げる事項のいずれにも該当するものであること

- (1) 目的が明らかに公的統計にかかる普及、教育、利活用若しくは研究に寄与するもので、公共性があること(営利を主な目的としたものは使用を認めない)
- (2) 目的が大阪府の統計行政の施策に合致するものであること
- (3) その対象が府内全域に及ぶもの、若しくは、不特定多数の府民が参加できるものであること
- (4) 入場料、参加料等、主催者が経費を徴収するものにあつては、その費用が低廉なものであり、主催者が徴収する費用により、営利を目的としたものではないこと
- (5) 開催、開設の場所は、公衆衛生、災害防止について、十分な設備及び措置が講じられていること
- (6) 政治的又は宗教的な普及・宣伝に利すると受け取られるものでないこと
- (7) 申請者の役員、従業員、社員その他構成員が、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)及び暴力団密接関係者(大阪府暴力団排除条例(平成22年大阪府条例第58号)第2条第4号に規定する暴力団密接関係者をいう。)でないこと。
- (8) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)の利益になり、又はそのおそれがあると認められないこと
- (9) その他、後援名義の使用を承認することが不相当と認められないこと

平成 29 年8月 23 日
大阪府総務部統計課

大阪府「後援名義使用」等承認申請における 手続き書類について（統計課関係）

- 1 事業に対する大阪府の後援名義の使用承認を受けようとする団体は、次の書類を後援名義の使用開始希望日の1ヶ月前までに提出してください。
 - (1) 大阪府「後援名義使用」等申請書〈統計課関係〉
 - (2) 主催団体の概要、沿革、組織、活動実績等を明らかにする書類
 - (3) 事業計画書、開催要領、企画書、プログラム、チラシ(原稿)等、事業の内容を明らかにする書類
 - (4) 収支予算書
 - (5) 規則、会則、定款、寄付行為、規約等
 - (6) 役員名簿(役員の氏名・ふりがな・生年月日・住所・職業を明記したもの)
 - (7) なお、申請後における事業内容等の変更や新たな広報資料等の作成があった場合は、速やかに報告してください。
- 2 書類等を審査の上、申請のあった事業が承認基準に合致すると認められる場合、後援名義使用承認書を交付します。
- 3 事業終了後1ヶ月以内に、次の書類を添えて提出してください。
 - (1) 大阪府「後援名義使用」等事業報告書〈統計課関係〉
 - (2) 実施に際して配布し又は掲示したプログラム、ポスター、チラシ等、行った事業の内容を明らかにする書類
 - (3) 収支決算書
 - (4) 写真(事業開催状況(事業名が確認できるもの)、事業の実施が確認できるもの)

